

**医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業
医療通訳養成支援間接補助事業 実施団体（医療通訳養成支援団体）の
選定に関する公募要領**

厚生労働省より公募された平成29年度補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業（以下、「整備事業」といいます。）」につきましては、このたび、一般財団法人日本医療教育財団がその実施団体として受託いたしました。

本事業は、補助金を活用して、医療通訳者としての知識や技能、倫理性を培う研修・講座等を行い、医療通訳者の養成促進を図る医療通訳養成支援間接補助事業を実施する団体（以下、「医療通訳養成支援団体」といいます。）を選定するために、以下の要領で公募を行います。

1 医療通訳養成支援間接補助事業の目的

日本国内の医療機関を受診する外国人患者が急速に増加する中、医療従事者と外国人患者等との間の言語によるコミュニケーションを支援する医療通訳者の存在は、外国人患者に安心・安全な医療を提供するうえでも不可欠となっています。

本事業では、インフォームドコンセントや病名告知等も含んだ診療場面での通訳にも対応できる医療通訳者の人材確保を目標として、一定レベル以上のスキルを有する医療通訳者の養成促進事業を実施します。医療通訳養成支援団体を通じて受講生にかかる受講料の補助等を行うことで、医療通訳の養成促進を行うことを目的とします。

2 医療通訳養成支援間接補助事業の内容

○医療通訳養成支援間接補助事業の内容

- | |
|--|
| <p>(1) 医療通訳の養成促進活動の実施</p> <p>(2) 医療通訳の養成促進活動の取組内容や具体的事例等に関する記録・データの収集、報告</p> |
|--|

(1) 医療通訳の養成促進活動の実施

医療通訳の養成促進に向けた計画を立案し、計画に基づく活動を実施します。計画内容は基本的に任意です。ただし、本事業では、後述の〔①医療通訳養成プログラムの構築〕および〔②受講生募集計画の立案・実施〕については、実施を必須とします。

①医療通訳養成プログラムの構築

医療通訳養成のための研修・講座のプログラム（以下 a～k の内容）を構築します。

a) カリキュラム

- ・カリキュラムについては、研修・講座を通して一定レベル以上のスキルを有する医療通訳者を養成するため、厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム』（以下、『育成カリキュラム』といたします。）をベース（※1）とすることを必須とします。

厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム』（平成29年9月版）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177507.html>

※1 <カリキュラムの設定にあたって>

- 『育成カリキュラム』に準拠（全教育内容・時間数を網羅）することが望ましく、選定の際に優先されます。

ただし、研修・講座を実施する地域の実情や対象言語等の状況に応じて、『育成カリキュラム』で定められているカリキュラム内容・時間数を短縮して設定する場合等についても対象とします。その場合は、設定したカリキュラム内容・時間数の『育成カリキュラム』との適合度等が、選定の際に勘案されます。

※短縮して設定する場合でも、『育成カリキュラム』の補助資料（医療通訳育成カリキュラムの指導詳細と単位数）に掲げられている「教育内容」のうち、下記の表1〔『育成カリキュラム』の構成〕における【中項目】の各(1)～(3)に該当する項目は、カリキュラムの構成要素としてすべて取り入れることが望ましい。（【小項目】については、項目の抜粋および時間数の短縮を可とする）

表1 〔『育成カリキュラム』の構成〕

教育項目	教育内容		時間数
【大項目】	【中項目】	【小項目】	
1. 通訳理論と技術	(1) 医療通訳理論	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳理論 ・医療通訳者の役割 ・対話通訳と相互作用 	7.5 以上
	(2) 通訳に必要な通訳技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートテイキングの理論と技術 ・逐次通訳演習 ・情報収集方法 	7.5 以上
	(3) 通訳実技	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳業務の流れと対応 ・通訳者の立ち位置とその影響 ・場面別模擬通訳演習 	15 以上
2. 倫理とコミュニケーション	(1) 専門職としての意識と責任（倫理）	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の権利・医療倫理 ・医療通訳者の行動規範 ・倫理演習 	6 以上
	(2) 患者の文化的および社会的背景についての理解	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に暮らす外国人の現状 ・外国人医療の現状 ・外国人の在留資格と滞在ビザ 	1.5 以上
	(3) 医療通訳者のコミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション・異文化コミュニケーション ・対人コミュニケーション・患者との接し方 ・患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション ・健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い ・医療通訳者の文化仲介 	7.5 以上

3. 医療通訳に必要な知識	(1) 医療の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・医学概論 ・身体の仕組みと疾患の基礎知識 ・検査・薬に関する基礎知識 	24 以上
	(2) 日本の医療制度に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の医療制度の特徴 ・社会保障制度 	4.5 以上
	(3) 医療通訳者の自己管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳者の健康管理 ・感染症と感染経路 ・医療通訳者の心の管理 	1.5 以上

※短縮して設定する場合は、その理由（地域のニーズへの対応、教育資源の不足等）を応募時の申請書類（医療通訳養成プログラム）に記載すること。

※想定する受講生の属性等により教育内容の一部免除を設定する場合は、『育成カリキュラム』内の「実施要領」（7ページ）に掲げられている[受講一部免除者に対する能力審査（バリデーション）]に準ずる。

- ii. 『育成カリキュラム』で定められている「通訳実務実習（医療機関での実習）」については、プログラム構築の段階で実習先を手配し、カリキュラム内で実施することが望ましいですが、実習の実施自体は本事業では必須ではありません。

b) 受講条件

- ・受講生の受講条件は、『育成カリキュラム』内の「実施要領」（2ページ）に掲げられている[育成カリキュラムを受講する条件]に準ずることとします。
- ※受講応募者に対し、一定レベル以上の語学能力を有しているかを判断するための受講テスト（筆記・面接等）を実施することが望ましい。また、修了後の職業志向の確認（受講動機の確認等）を実施することが望ましい。

c) 募集人数（養成目標人数）

- ・研修・講座の養成目標人数を、「募集人数」として設定します。

d) 実施方式

- ・講義の方式は、通学を基本としますが、映像による遠隔講義（双方向コミュニケーションが可能なもの）を部分的に取り入れることも可とします。

e) 対象言語

- ・対象言語は問わず、医療機関のニーズや地域の実情等に応じた設定を可とします。
- ・英語や中国語等の主要言語以外で、一定のニーズがある言語を養成の対象とする場合は、選定の際に優先されます。
- ※言語設定の理由についても応募時の申請書類（医療通訳養成プログラム）に記載すること。

f) 受講料

- ・本事業では、医療通訳養成促進（受講生募集促進）のため、研修・講座の運営に係わる経費の一部を補助金で補填することによって、補助金利用がない場合よりも受講料を減額して設定することを必須とします。（減額の割合は任意）
- ※応募時の申請書類（医療通訳養成プログラム・受講料の内訳）に、補助金の

利用がない場合の受講料と、補助金の利用による減額後の受講料を明記すること。

g) 実施場所

・研修・講座の実施場所は、日本国内・国外を問いませんが、会場および教室の学習環境が整っている会場（教室）であることとします。

※国外で実施する場合でも、研修の内容が日本国内で医療通訳に従事することを目的としたものであること。

h) 講師

・講師は、医療分野、通訳分野ともに、豊富な実務・指導経験や専門的な知識・能力を有する人材が望ましい。

※実務・指導経験、保有資格等が明確であること。

i) 使用教材

・教材は、『育成カリキュラム』に準拠した内容のものが望ましい。

※書名、発行元等が明確であること。

j) 受講生サポート体制

・学習サポートや補講対応等、研修・講座において受講生をサポートする体制を整えていることが望ましい。

k) 修了条件

・研修・講座の修了条件は、『育成カリキュラム』内の「実施要領」（3ページ）に掲げられている[修了の条件]に準ずることとします。

・研修・講座で学んだ内容の達成度を評価するための能力試験（修了試験）を修了前に実施することとします。

※修了試験の試験問題の提出を求めます。

研修・講座の受講生が修了後、学習の成果の証明および能力の向上のため、『育成カリキュラム』に則った資格試験を受験することを推奨とします。

②受講生募集計画の立案・実施

受講生募集計画を立案し、募集要領、募集促進策等の具体的な計画を盛り込んだ計画書を作成のうえ、募集を行います。

a) 募集要領

・構築した医療通訳養成プログラムを基に、受講生の募集要領を作成します。募集要領には、募集から開講、修了までのスケジュールも盛り込みます。

※研修・講座の実施時期については、平成29年度内（平成30年3月まで）の開講が基本となりますが、開講準備や受講生募集の期間を考慮し、平成29年度内に受講生募集を行い、平成30年度（平成30年4月以降）開講の実施計画も可とします。（平成29年度内（平成30年3月時点）での受講生確定数および開講見込みの報告を求めます）

※平成30年度開講とする場合でも、補助金の対象（補助金申請可能）となるのは、平成29年度内（平成30年3月まで）に係る費用のみとなります。（平成30年度に使用見込みの費用を平成29年度内に前払いすることも不可）

b) 募集促進策

- ・受講生募集促進のための施策を計画します。施策の内容は任意に設定が可能ですが、研修・講座の運営に係わる経費の一部を補填することによって、補助金利用がない場合よりも受講料を減額して設定することを必須とします。(減額の割合は任意)

※本事業実施期間中は、計画に沿って事業が円滑に実行されているか、事務局より定期的に進捗状況の確認を行います。

※本事業終了時には、事業実施報告書の提出を求めます。

(2) 医療通訳の養成促進活動の取組内容や具体的事例等に関する記録・データの収集、報告

医療通訳養成支援間接補助事業の実施団体には、今後の医療通訳養成の普及・促進に役立てることを目的として、医療通訳養成に関する具体的事例やデータの収集、提供を求めます。

①データの種類(予定)

- ・医療通訳養成実績データ(学習サポート実績、達成度評価実績、修了実績等)
- ・受講生データ(言語別受講生数、受講生の基本情報、修了後の就業状況等)
- ・受講生向け意識調査(アンケート)

②データの記録、収集方法

- ・所定のフォームにて該当するデータを記録し、収集を行います。

3 医療通訳養成支援団体となるための応募条件

事業に応募する団体は次の(1)～(4)の条件を満たすこととします。

(1) 事業を実施するうえで必要な経営基盤を有すること

研修・講座を実施し、医療通訳養成を促進する事業を実施するうえで必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有していることとします。

(2) 日本に拠点を有していること

団体の拠点が日本国内であることとします。

(3) 事業を実施する能力・組織体制を有すること

本事業を問題なく実施するための能力・組織体制を有していることとします。

(4) 本事業の内容を的確に遂行できること

本事業の目的を踏まえ、前項〔2. 医療通訳養成支援間接補助事業の内容〕に掲げる「医療通訳の養成促進活動の実施」、「医療通訳の養成促進活動の取組内容や具体的事例等に関する記録・データの収集、報告」を的確に遂行できることとします。

※医療通訳養成プログラムの構築におけるカリキュラムの設定については、厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム』をベースとすることを必須とします。

4 医療通訳養成支援間接補助事業の実施期間

選定日（内示日）から平成30年3月31日（予定）とします。

5 医療通訳養成支援団体の審査・選定

(1) 審査・選定の方法

医療通訳養成支援団体の採択については、日本医療教育財団事務局において、申請書類等に基づき要件に該当する旨を確認した後、本整備事業の第三者機関として設置された検討委員会において、申請書類等の内容を基に、(3)の「審査の観点」を勘案して選定を行います。

なお、医療通訳養成支援団体の審査・選定は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。

(2) 審査・選定の手順

審査・選定方法は、以下の手順により実施します。

①書類確認

提出された申請書類に基づき公募条件への適合性について確認します。必要に応じて、応募団体にヒアリングまたは現地確認を行う場合があります。

②医療通訳養成支援団体の選定

検討委員会にて、申請書類等の内容、下記(3)の事項等を総合的に判断して審査し、医療通訳養成支援団体を選定します。

(3) 審査の観点

①医療通訳養成プログラム内容の妥当性

一定レベル以上のスキルを有する医療通訳者を養成するために適したプログラム内容であるか。

- a) 適切な研修・講座内容であること（カリキュラム構成、対象言語、受講条件、講師、使用教材等）

※カリキュラムについては、『育成カリキュラム』に準拠（全教育内容・時間数を網羅）する場合は優先されます。教育内容・時間数を短縮して設定する場合は、『育成カリキュラム』との適合度等により勘案されます。

※対象言語について、英語や中国語等の主要言語以外で、一定のニーズがある言語を養成の対象言語とする場合は、選定の際に優先されます。

- b) スキル習得にふさわしい学習環境であること（会場の環境、1教室あたりの受講者数等）

- c) 学習サポートへの配慮があること（学習の双方向性、質問対応、理解度チェック、補講対応、学習相談等）
 - d) 達成度評価を行うこと（修了前の能力試験等）
- ②受講生募集計画の有効性
より効果が見込まれると考えられる受講生募集計画を策定しているか。
- ③医療通訳養成実績
研修・講座の実施を通して、医療通訳養成の実績を有しているか。
※実績がない場合は、本事業に生かすことができるノウハウ等を有しているか。
- ④事業を遂行するために十分な管理能力があるか。
- ⑤申請書類の内容が事業目的に合致しているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、医療通訳養成支援団体の選定後、速やかに全ての応募団体に対して通知します。

※医療通訳養成支援団体に対する補助金については、必要な手続きを経て、平成30年3月に交付を行う予定です。

6 医療通訳養成支援団体の採択件数（予定）

5団体

7 補助金の対象となる費用（予定）

医療通訳養成に要する費用の1/2相当

- ・人件費（職員給与費、法定福利費等）
- ・賃金
- ・報償費（謝金）
- ・需用費（消耗品費）
- ・役務費（通信運搬費、雑役務費）
- ・使用料および賃借料
- ・委託料（上記費用に関するもの）

8 補助金額

前掲〔7. 補助金の対象となる費用〕に要する金額の1/2

1ヵ所当たりの上限額：3,030千円

9 医療通訳養成支援団体申請に必要な提出書類

※下記のURLより、申請書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。

【URL】 <http://www.jme.or.jp/>

ア. 本事業における補助金の支給に関する申請書類

【1】 公募申請書 [様式C-1]

【2】 事業に係る費用積算 [様式C-2]

イ. 医療通訳養成支援団体の体制に関する書類

【3】 実施団体の概要資料 [様式C-3]

a) 実施団体の基本情報（事業内容、経営理念・教育理念・沿革）

b) 組織体制

c) 類似事業実績（医療通訳者養成実績等）

【4】 事業案内（団体案内パンフレット等）

【5】 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）

ウ. 本事業の実施計画に関する書類

【6】 医療通訳養成プログラム [様式C-4]

以下 a) ～ k) を網羅した内容とすること

a) カリキュラム（『育成カリキュラム』をベースとしていることがわかる内容）

・ [別紙1] カリキュラム概要

※その他、シラバスを添付すること。（シラバスには開講日時、授業科目、授業内容・授業内容・担当講師等を記載すること）

b) 受講条件

c) 募集人数（養成目標人数）

d) 実施方法

e) 対象言語

f) 受講料

g) 実施場所

h) 講師

・ [別紙2] 講師一覧

i) 使用教材

・ [別紙3] 使用教材一覧

j) 受講生サポート体制

k) 修了条件

【7】 受講生募集計画書 [様式C-5]

a) 募集要領

b) 募集促進策

※その他、必要に応じて、募集要項・広報ツール等が準備されている場合は、参考資料として添付すること。

10 応募方法等について

(1) 申請書類の作成

補助金支給申請書類の入手、必要事項の記入

※ [9. 医療通訳養成支援団体申請に必要な提出書類] 【1】～【7】を準備し、以下の提出期間内に提出してください。

※記入漏れや必要書類の不足がないようご注意ください。

(2) 提出期間

平成29年9月19日（火）～ 10月26日（木） 必着

(3) 提出方法

提出書類一式12部（提出書類【1】～【7】）と各様式を収めた電子ファイルを、郵送にてご提出ください。

※郵送の際は、簡易書留郵便等、配達記録がわかるものを利用してください。

※電子ファイルに関してはE-Mailでの提出も可とします。

(4) 提出先・問合せ先

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-2-10

一般財団法人 日本医療教育財団 事務局 （担当：福田、佐藤、橋本、三河）

【TEL】 03-3294-1744

【FAX】 03-3294-1748

【E-Mail】 jigyo@jme.or.jp

11 補助金の支給までのスケジュール

- 医療通訳養成支援団体の募集・・・・・・平成29年9月19日～10月26日
- 当該団体の審査、決定通知（予定）・・・・平成29年10月下旬～11月上旬
- 事業実施期間（予定）・・・・・・選定日（内示日）から平成30年3月31日
- 補助金支給時期・・・・・・平成30年3月

***個人情報の取得について**

- ・本公募申請に関する個人情報は、当財団と厚生労働省のみで利用いたします。
- ・本公募申請に関する個人情報は、「平成29年度 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の運営業務等の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- ・また、当財団では下記の「個人情報保護方針」に則して個人情報を管理しています。

個人情報保護方針：<https://www.jme.or.jp/privacy.html>

以上